

国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画(案)についてのご意見の内容と市の考え方

番号	ご意見の内容	市の考え方
1	<p>全体的に同意義で異なる表現が見られます。統一性を持たせるため、表記の整理が必要と考えます。また、記述や表現が重複しているものが見られますので修正してください。</p> <p>例えば、次の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P76:「課題を抽出し」と「課題を洗い出し」 ・P229:「一階上段の間」が重複 ・P236 下から6行目:「…来訪者が訪れているため…」は言葉が重複しているので「…来訪者がいるため…」と修正 ・P237 の1(3)ア:「来訪者の増加と城郭全体の公開範囲の拡大…」という文言が重複 P256 の上から13行目:「…公益財団法人白帝文庫…」を「…公益財団法人犬山城白帝文庫…」に修正 	<p>表現の重複や統一については、再度全体を確認します。</p>
2	<p>黒門跡の礎石について(P39、P42、P228) 顕在化している礎石の記述に不整合がありますので、整合をとってください。</p> <p>例えば、P39 下から3行目では「1箇所」、P42 表2.6 では「2」、P228(イ)では「2箇所」となっています。</p>	<p>「2箇所」に統一します。</p>
3	<p>松の丸門跡の礎石について(P42 表2.6、P228(2)ア(イ)) 顕在化している礎石が1(または1箇所)となっていますが、その東側にも礎石と思われる石が見えています。調査について記載してください。</p>	<p>松の丸門跡に限らず、礎石の調査については、「P129 4(1)ウ(イ)礎石」、「P237 1(2)イ礎石・地下遺構等」、「P248 1(2)イ礎石」、「P249 2(1)イ礎石・地下遺構等」に記載しています。</p>
4	<p>史跡犬山城跡に関する諸要素の体系(P66 上から6行目) 「…先に述べた(1)から(3)の本質的価値を…」がどこを指すのかが不明です。P65(1)の midpoint 3つのことと思いますので、表記を合わせてください。</p>	<p>「P65 1(1)史跡犬山城跡の本質的価値」の「・」で列記した部分になります。それぞれ「ア」、「イ」、「ウ」とし、P66 上から6行目についても「…先に述べたアからウの本質的価値を…」とします。</p>
5	<p>史跡犬山城跡を構成する諸要素の分類(P67 表2.10のA) 「土塁」も歴史的構造物に含まれると考えま</p>	<p>「土塁」を追加します。</p>

	す。A.③歴史的構造物に追記してください。「土木・建築にかかる設計の基本」(国土交通省)には、構造物とは「目的とする機能を持ち、作用に対して抵抗することを意図として人為的に構築されるもの」とされています。	
6	大綱・基本方針(P77) 「国宝犬山城天守」「国宝天守」「史跡犬山城跡」「城郭」「犬山城」など様々な表現が出てきます。それぞれの用語の定義をしっかりと表記を使い分けてください。 例えば、「犬山城」というのが天守を指すのか、史跡を指すのか、江戸時代の城郭全体を指すのかなど、わかりにくいです。	「犬山城」は、「国宝犬山城天守」と「史跡犬山城跡」を含む城郭全体を指す言葉として使用しています。 用語の使用方法については、わかりやすい表現となるよう再度確認します。
7	保全区域(P80の(1)イ) この文言では建造物等の新築・増改築などが管理もしくは防災上必要な場合とありますが、P249の2活用のための整備と整合を図るため、復元整備という文言も入れるべきと考えます。	歴史的な景観や環境を保全するという観点から、「原則として国宝犬山城天守及び・・・必要な場合に限る」としています。 復元整備については、歴史的な景観や環境を向上させるものとして、原則に依らず認められるものと考えます。
8	弓矢櫓に接続する多門櫓について(P81、その他) 犬山城白帝文庫蔵の犬山城修復願雛形絵図(安永9年)をはじめとするいくつかの絵図に、弓矢櫓から北へ延びる多聞櫓が描かれています。これについての言及がないため、弓矢櫓とは別に「多聞櫓」と記載すべきと考えます。 他の城では同様の建物を「多聞櫓」(または多門櫓)と呼んでいることがあります。	『犬山城総合調査報告書』では、弓矢櫓の北側に付属する建物を「廊下状の建物」と呼称し、本丸北東側の七曲門と南東側の大砲櫓との間に配置された多聞櫓と区別しています。 本計画では、弓矢櫓の北側に付属している「廊下状の建物」を弓矢櫓の一部として取り扱っており、弓矢櫓と同様に保存・活用を図ります。
9	櫓の丸地区(P94、その他) 犬山城総合調査報告書によれば、犬山城の曲輪には「本丸>杉の丸>桐の丸>櫓の丸>松の丸」という階層性があったと記されているので、地区の表記の順番もこれに沿った順に表記すべきと考えます。 例えば、本丸地区、杉の丸地区、桐の丸地区、櫓の丸地区、松の丸地区という順です。	曲輪を中心とした地区については、北から順に掲載しています。
10	櫓の丸地区(P94)、大手道地区(P115)	現状については、大手道地区における各

	<p>縦の丸の東側、大手道に接している石垣が植栽で塞がれていて、これも保存管理の課題と考えます。P94、P115の現状、課題にそれぞれ文言を追加してください。</p>	<p>諸要素の概要と現状(P115 (8)イ表 4.22)の「⑥近代以降に付加された石垣・擁壁等」に「階段状石垣が設置されている」旨を記載します。</p>
11	<p>大手道地区(P115) 現状として次のことが考えられます。(1)空堀の南東端の辺りは P116 の図に示されているように道が拡幅されています。本来の大手道の形状とは異なって改変されています。(2)大手道の石畳やコンクリートなどの歩道とその脇にある側溝によって緩やかなカーブ道になっています。これは本来の枳形や食い違い道の形状を認識する上で大きな障害となっております(本丸の南、岩坂と縦の丸の接する辺り、黒門跡から矢来門跡までの枳形の辺り)。これらのことも現状と課題として文言を追加してください。</p>	<p>大手道の形状の改変については、「P115 (8)ウ 大手道地区における保存管理の課題」に「・杉の丸や松の丸の曲輪形状の改変等に伴い、廃城前の形状と異なっている。」と記載しています。</p>
12	<p>城山外縁地区(P120の(B) ②樹林・樹木) 「…視認性が阻害される可能性がある」の部分は、視認性はすでに阻害されているので「…視認性が阻害されている」とするべきと考えます。</p>	<p>「…視認性が阻害されている場所がある。」とします。</p>
13	<p>城山外縁地区(P121のウ、二つ目の・) 「…天守への眺望が阻害される可能性があり、…」の部分は、眺望はすでに阻害されているので「…天守への眺望が阻害されており、…」とするべきと考えます。</p>	<p>「…天守への眺望が阻害されている場所があり、…」とします。</p>
14	<p>旧名鉄ホテル内の堀跡、丑寅櫓跡について P68 史跡犬山城跡の周辺環境を構成する諸要素には、犬山城の価値に関連するさまざまなものが書かれていますが、そのなかでも堀跡(旧名鉄ホテル内)と丑寅櫓跡は犬山城の東側の外堀の位置を特定する「犬山城の価値」そのものです。そして、その遺構の一部が顕在化しています。その点において、これらはその他のものとは明らかに異なっています。また、堀跡は現在工事中の新ホテル建設に伴い遺構が埋没または破</p>	<p>本計画の対象範囲は、史跡指定地と追加指定候補地となっている犬山市福社会館跡地及び大手門まちづくり拠点施設の敷地です。堀跡(旧名鉄ホテル内)と丑寅櫓跡については、史跡指定地外であるため、地区区分には加えていません。堀跡(旧名鉄ホテル内)と丑寅櫓跡の調査と保存については、「P200 2(1)イ」に含まれます。</p>

	<p>壊される危険性があります。丑寅櫓跡には樹木が生い茂り、石垣などの遺構を破壊する恐れと通行する人や車などへ被害を与える危険性もあります。</p> <p>令和2年11月10日開催の犬山城保存活用計画策定委員会においても、委員より「丑寅櫓跡について追加指定候補でなくても遺構が残っているのであれば調査の上、追加指定候補地に入れてはどうか」との指摘もあります。</p> <p>これらを鑑みて、この二つについては史跡指定外の城山外縁地区または史跡指定候補地として加え、調査と保存を図るべきだと考えます。その点も記載してください。</p>	
15	<p>個別の諸要素の具体的な保存方法 (P129～133)</p> <p>あいまいな表現やバラツキがあるものを統一してください。矢印の前を記載された文言、矢印の後を修正案として示します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石垣の変状が確認される個所については、修復方法の検討を行う。→ 石垣の変状が確認される個所については、計画的な修復を行う。(P129(1)ウ(ア)2つ目) ・計画的に発掘調査を実施し、本質的価値の把握に努める。→ 計画的に発掘調査を実施して本質的価値を把握し、保存管理を行う。(P129(1)ウ(イ)3つ目) …景観の保存に努める。→ …景観を保全する。(P129(1)ウ(ウ)4つ目) …箇所を把握し、修復方法の検討を行う。→ …箇所を把握する。また、修復方法を検討し、適切に修復する。(P130(1)エ) …移転・撤去等の取り扱いの検討を行う。→ …移転・撤去等を行う。(P131(2)イ(ウ)3つ目) …被覆等の措置を講じる等、景観の保存に努める。→ …被覆等の措置を講じ、景観を保全する。(P131(2)イ(カ)3つ目) …移転・撤去等の取り扱いの検討を行う。→ …移転・撤去等を行う。(P132(1)4つ 	<p>事業の実施にあたっては、土地所有者等関係者との調整が必要となるため、まずは関係者と十分に協議したうえで実施に向けた「検討」を進めることとなります。</p> <p>また、「図る」、「努める」などの表現は、事業の内容や計画期間内での実施の可能性等を考慮して使い分けています。</p>

	<p>目)</p> <ul style="list-style-type: none"> …機能の拡充を図る。→ …機能を拡充する。(P132(1)6つ目) …適切な保存を図る。→ …適切に保存する。(P132(2)1つ目) …移転・撤去等の取り扱いの検討を行う。→ …移転・撤去等を行う。(P132(2)2つ目) …機能の拡充を図る。→ …機能を拡充する。(P132(2)3つ目) …適切な保存を図る。→ …適切に保存する。(P132(3)2つ目) …適切な保存を図る。→ …適切に保存する。(P133(6)1つ目) …適切な保存を図る。→ …適切に保存する。(P133(7)1つ目) …現状地形の保存に努める。→ …現状地形を適切に保存する。(P133(8)1つ目) …適切な保存を図る。→ …適切に保存する。(P133(9)2つ目) …修復方法の検討を行う。→ …適切に修復する。(P133(9)3つ目) …残存状況の把握に努める。→ …残存状況を把握する。(P133(10)1つ目) 	
16	<p>外部の部位の設定と保護方針(P138 表 4.34)</p> <p>天守の外部には柱、長押などの軸部、切妻破風、入母屋破風と木連格子などがあります。これらも部位として定めるべきと考えます。</p>	<p>指摘の箇所については、今回の計画では、それぞれ壁面及び屋根の一部と考えた設定となっています。</p>
17	<p>部位設定と保護方針(P137、P146～P149、P153、P154)</p> <p>柵について、図 4.30 (P146)、表 4.40 (P147)、図 4.31 (P148)、表 4.41 (P149)、図 4.34 (P153)、表 4.44 (P154)では基準 4 となっています。図 4.23 では柵は基準 5 ですが、基準 4 にすべきと考えます。</p>	<p>「図 4.23」で記載した「柵」は、来訪者の誘導等のため一時的に設置する柵を示すものであり、基準4とした柵とは別のものを表しています。建造物本体ではないため、「図 4.23」から削除します。</p>
18	<p>二階武具の間の部位の設定と保護の方針 (P153、P154)</p> <p>軸部模型は天守の構造を知るうえで重要で</p>	<p>「P163 3 天守の修理計画」中の「今後の修理方針として、基本的に建物が大きくき損する前に必要な処置を行う。」を「今後</p>

	<p>すので、基準 1 にしたことは賛成です。しかし、破損している個所があるため修復の必要があると考えます。その点も記載すべきです。</p>	<p>の修理方針として、基本的に建物、部材等が大きく損する前に必要な処置を行う」とします。</p>
19	<p>四階高欄の間の部位の設定と保護方針 (P158、P159) カーペットは調査結果に基づいて再現されていると思いますので、基準 2 または 3 にすべきと考えます。</p>	<p>カーペットについては、定期的に取り替えることを考慮し、基準 4 としています。</p>
20	<p>樹冠スカイラインについて (P168、P175) 樹冠スカイラインの高さの基準が不明確です。眺望や防災の観点から、樹冠スカイラインの高さについて基準を定め、明記すべきと考えます。</p>	<p>樹幹スカイラインについては、現時点で明確に高さを定めている状況ではなく、遺構に影響を及ぼす恐れのある樹木、眺望に影響を及ぼす恐れのある樹木等の管理を行っていく中で、全体のバランス等を考慮して具体的な基準を定める予定です。 上記の考え方に合わせて、「P176 図 4.55 景観に影響を及ぼす恐れのある樹木群の例」については、「図 4.55 景観に影響を及ぼす恐れのある樹木群の考え方・イメージ」として、樹幹スカイライン(白破線)が仮定の線であることを明示します。</p>
21	<p>眺望に影響を及ぼす恐れのある樹木 (P171) ・北側からの眺望にも影響する樹木があります。写真を追加してください。 ・本丸内やその周辺にも眺望に影響する樹木があると思います。特に七曲門跡近辺や天守南東・南西から見たときに影響しているものです。遠景だけでなく近景も考慮すべきと考えます。 ・樹木の剪定など管理を進めると、いまは樹木で隠れている電柱や電線、看板などが目立ってくると考えられます。これらは樹木ではないですが眺望に影響を及ぼすものとして、景観を整えるように一体となって対策すべきと考えます。これらについての文言が他の章でも見当たらなかったため、追加すべきと考えます。 東之宮古墳は樹木の適切な管理によって</p>	<p>今回の計画では、内田防災公園、西御殿跡地区石碑前、木曾川河畔、三光寺山地区(方位表示・周辺城郭案内板)の4ヶ所に視点場を設定し、視点場からの眺望に影響を与える樹木を「眺望に影響を及ぼす恐れのある樹木」として抽出しました。 ご指摘のとおり、本丸内やその周辺にも「眺望に影響を及ぼす恐れのある樹木」が植生していますが、石垣の近辺等に植生している樹木については、管理上、重複してカウントされるのを防ぐため、「遺構に影響を及ぼす恐れのある樹木」に分類しています。 また、案内施設については、「P.253(4)案内施設」の 2 つ目の「・」の文章を「公有地、私有地を含めて、歴史的景観に配慮して、案内板等の素材、意匠の統一化を図る。」とします。</p>

	<p>以前に比べて眺望がよくなりました。東之宮古墳について広く知ってもらうことにもつながっている良い例です。城山や三光寺山についても同様に手入れの行き届いた、管理された山になることを強く望みます。</p>	<p>電柱や電線を含むその他の諸施設については、「P.253(4)イ(ア)歴史的景観に配慮した施設整備」の3つ目の「・」の文章を「歴史的景観を阻害する要因となっている諸施設等は、景観に配慮した素材、意匠等への改修及び植栽等による表面の被覆等を検討する。」とします。</p>
22	<p>公開活用(P237の1公開活用(1)公開範囲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・杉の丸地区の公開は賛成です。曲輪の状況も良いと思われるので、本丸と一体での公開活用をすべきと考えます。本丸と杉の丸は接しているのに直接往来ができない「独立した曲輪」の配置と大手道の役割などを理解するうえで、本丸と杉の丸の両方を公開することは大変意義があると考えます。 ・現在は非公開となっている場所を将来的に公開していく可能性について言及する必要があると考えます。 ・城山外縁地区などの非公開地区にある遺構の顕在化と公開は賛成です。出来るだけ早く公開すべきと考えます。 	<p>非公開となっている場所の公開に対する考え方については、「P237 1(1) 公開範囲」に記載しています。</p>
23	<p>公開活用(P237の1公開活用(2)遺構等の公開)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アの石垣、堀、切岸、土塁等や、イの礎石・地下遺構等のほかに、大手道の連続外柵形などの「空間」も大切な遺構と考えます。そのような「空間」という文言も追記すべきです。 	<p>大手道は公開されている範囲に含まれますが、連続柵形を含む縄張りの顕在化は重要であると認識しています。</p> <p>「P249 2(2)イ 縄張り(失われた石垣、堀跡、道跡等)の復元整備」で、石垣、堀、道跡等を縄張りを構成する要素として位置付け、縄張りの復元整備について検討することとしています。</p>
24	<p>整備の方法と進め方(P248の1保存のための整備(2)ア一つ目)</p> <p>「…修復方法の検討を行う。」は「…修復整備を行う」としてください。</p>	<p>石垣の修復については、全体を調査したうえで計画的に実施することとなります。</p> <p>「P248 1(2)ア」の2つ目の「・」で、来場者の安全性の確保が急がれる部分については、優先的に修復整備を行う旨記載しています。</p>
25	<p>活用のための整備(P249)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この項は「検討を行う」という表現が多いです。現状ではまだ調査前の段階で不明な点が多いのでこのような表現になることは理解できますが、検討することが目的ではな 	<p>史跡整備は、長期にわたる事業です。未調査部分も多いことから、本計画の期間においては、まずは調査を実施し、その結果を踏まえて整備手法等について検討することが重要であると考えます。</p>

	いのはっきりとした表現にすべきです。	
26	<p>入城管理施設の整備と正面外観の改善 (P250、251)</p> <p>・天守の出入り口にあるテントの改善は賛成です。出来るだけ早く改善されることを望みます。</p>	<p>天守出入口のテントの改善については、重要な課題であると認識していますので、早期に改善策を検討したいと考えています。</p>
27	<p>天守の電気設備の更新 (P252 の最後の行)</p> <p>「…器具の意匠にも十分配慮する。」は「…器具の意匠や設置場所にも十分配慮する。」とすべきと考えます。</p>	<p>「…器具の意匠や設置場所にも十分配慮する。」とします。</p>
28	<p>史資料について</p> <p>史跡指定の説明 (P12) には、「…公益財団法人犬山城白帝文庫が所蔵する史資料群とあいまって、戦国期から近世にかけての城郭の変遷を知るうえで重要であり、…(中略)…重要な城跡である。よって史跡に指定し、保護を図るものである。」とあります。</p> <p>これによれば犬山城白帝文庫が所蔵する史資料も史跡の本質的価値を構成する重要なものと考えられます。これらの保存や活用についてもこの保存活用計画に含めて計画的に保護・保存・活用すべきと考えます。</p> <p>また、まだどこかに眠っている史資料があるかもしれないので、それらの収集と保護・保存も進める必要があり、あわせてこれらを保存・展示する施設も必要と考えます。これらについても保存活用計画の中に記載してください。</p>	<p>文化庁発行の『史跡整備のてびき』によると「史跡の本質的価値」とは、「史跡指定地内の土地に所在する遺跡が、土地と一体となって有するわが国の歴史上又は学術上の価値」となりますので、公益財団法人犬山城白帝文庫が所蔵する史資料そのものは史跡の本質的価値を構成するものには該当しないと考えられます。</p> <p>しかしながら、史跡と史資料双方が城郭の変遷を知る上で重要なものであることはご指摘のとおりです。</p> <p>「P256 2(2)調査・研究体制の連携強化」にも記載しているように、公益財団法人犬山城白帝文庫をはじめとする様々な機関と連携を図りながら、史資料を含む調査・研究を継続的に実施することが重要と認識しています。</p> <p>史資料の展示場所の必要性については、「P240 4 周辺施設との連携」に記載しています。</p>
29	<p>運営・体制の整備の方法</p> <p>・P257 の 2 行目。「…体制の構築を目指す。」とありますが、「…体制を構築する。」として連携強化を図るべきです。</p> <p>・天守や史跡のあるところは名勝の一部でもあると思われませんが、関係機関との連携についても明記してください。</p>	<p>犬山城の保存・活用にあたっては、所有者をはじめ関係機関との連携体制の構築が重要であると認識しています。</p> <p>名勝木曾川についても同様に考えています。</p>